

## <事業の流れ>

申込書類の提出



受付・審査



契約の締結



事業の実施



請求書等の提出



助成額の支払い

申込書類は以下の3点です

- ・在宅高齢者訪問理美容サービス取扱事業者登録申込書兼同意書
- ・理容師免許証又は美容師免許証の写し（当該店舗の従業員全員分）
- ・確認済証の写し（開設届審査後、保健所から交付される書類）

<提出先> 焼津市地域包括ケア推進課高齢者福祉担当

住所 〒425-8502 焼津市本町2-16-32

焼津市役所本庁舎3階6番窓口

電話 054-626-1117

- ・焼津市より契約書を送付します
- ・契約後、指定の店舗として登録され、HP等にて周知されます
- ・契約は、年度毎、締結する必要があります

- ・実施後、焼津市から交付された利用券1枚を利用者から回収してください
- ・焼津市は、出張料の一部として1回につき2,000円助成します
- ・理美容サービス代金と助成額を超えた出張料は、利用者負担です

- ・提出書類は、事業実施報告書、利用券、請求書です
- ・事業を実施した月の翌月10日までに一ヶ月分をまとめて提出してください
- ・提出が遅れると支払いできない場合があります

- ・請求書を受理した日から30日以内に指定口座に助成額を振り込みます